

## 海老名市における全国版空き家バンク実施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、良好な生活環境の保全を図るとともに、定住及び地域の活性化を促進するため、市内の空き家及び空き地を有効活用する目的から、全国版空き家バンクの実施についての必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 市内に所在する建築物その他の工作物で、居住その他の使用がなされていないことが常態である一戸建住宅（兼用住宅を含む）、かつ、土地の所有者と同一であるものをいう。
- (2) 空き地 市内に存する建築物の敷地の用に供していた土地をいう。
- (3) 所有者等 空き家及び空き地（以下「空き家等」という。）に係る所有権やその他の権利の行使により、当該空き家の売却、賃貸等を行う権利を有する個人をいう。
- (4) 全国版空き家バンク 空き家等の売却又は賃貸を希望する所有者等から申込みを受けて登録した情報を必要と認める範囲で公開し、市内への定住等を目的として空き家等の利用を希望する者に対し、情報を提供する制度をいう。
- (5) 協力事業者 市が、空き家等の対策を目的とした協定を締結している団体及びその会員をいう。

### (適用上の注意)

第3条 この要領は、全国版空き家バンク以外の方法による空き家等の取引を妨げるものではない。

### (登録の申込等)

第4条 全国版空き家バンクに空き家等の情報を登録しようとする所有者等（以下「登録申込者」という。）は、海老名市空き家バンク登録申込書（別記第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 海老名市空き家バンク登録票（別記第2号様式）
  - (2) 空き家バンク登録に伴う同意書（別記第3号様式）
  - (3) 登録申込者の住民票の写し
  - (4) 空き家等の所有者等であることが確認できる書類
  - (5) その他市長が必要と認める書類
- 2 登録申込者のほかに所有者等がいる場合、共有者に係る同意書（別記第4号様式）に共有者の住民票の写しを添えて、市長に提出しなければならない。
- 3 市長は、前々項の規定による登録の申込みがあったときは、空き家等の調査を行い、適当であると認めたときは、海老名市空き家バンク登録台帳（別記第5号様式）へ掲載した上で全国版空き家バンクに登録するものとする。ただし、空き家等が次の各号のいずれかに該当するときは、全国版空き家バンクに登録しないものとする。
- (1) 取壊す予定のある空き家を除き、老朽化が著しいもの又は大規模な修繕が必要なもの
  - (2) 売買又は賃借等の媒介契約又は代理契約をしているもの
  - (3) 海老名市暴力団排除条例（平成22年条例第43号）第2条第2号に掲げる暴力団、同条例第4号に掲げる暴力団又は同条第5号に掲げる暴力団経営支配法人等に該当する所有者等であるもの

(4) その他市長が適当でないとするもの

- 4 市長は、前項に規定する調査を実施する場合において、所有者等の同意の上、必要に応じ、協力事業者に対し、調査の協力を依頼するものとする。
- 5 市長は、第3項の規定により空き家等を全国版空き家バンクに登録したときは、海老名市空き家バンク登録完了通知書（別記第6号様式）により、登録申込者に通知するものとする。
- 6 第3項の規定による登録の有効期間は、登録の日から2年間とする。

(登録事項の変更)

第5条 前条第5項の規定による通知を受けた者（以下「空き家バンク登録者」という。）は、全国版空き家バンクに登録された空き家等（以下「登録物件」という。）の登録事項に変更があったときは、速やかに海老名市空き家バンク登録事項変更届（別記第7号様式）に変更内容が分かる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(登録の抹消)

第6条 空き家バンク登録者が登録の抹消をしようとするときは、速やかに海老名市空き家バンク登録抹消届（別記第8号様式）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、次のいずれかに該当すると認めるときは、全国版空き家バンクの登録を抹消するものとする。
  - (1) 前項の規定による海老名市空き家バンク登録抹消届の提出があったとき
  - (2) 空き家バンク登録者が所有者等でなくなったとき
  - (3) 登録事項に虚偽があったとき
  - (4) その他市長が適当でないとしたとき

3 第1項及び前項の規定により全国版空き家バンクの登録を抹消するときは、海老名市空き家バンク登録抹消通知書（別記第9号様式）により、空き家バンク登録者に通知するものとする。

(媒介等の依頼)

第7条 市長は、空き家バンク登録者が希望した場合、登録物件の売買又は賃借等の媒介契約又は代理契約を協力事業者が行うことについて、海老名市空き家バンク媒介等依頼書（別記第10号様式）により、協力事業者に依頼するものとする。

(空き家等情報の公開)

第8条 市長は、登録物件の情報のうち、次に掲げる事項を全国版空き家バンクで公開するものとする。

- (1) 登録物件の所在地
  - (2) 登録物件の現況
  - (3) 登録物件の建築年
  - (4) 登録物件の外観、構造及び規模
  - (5) その他市長が公開を必要と認める事項
- 2 前項の他に、空き家バンク登録者が公開を希望する事項がある場合、市と協議の上、公開するものとする。

(交渉の申込等)

第9条 交渉を希望する登録物件がある全国版空き家バンクの利用者（以下「利用希望者」という。）は、海老名市空き家バンク登録物件交渉申込書（別記第11号様式）に、利用希望者本人であることが確認できる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による交渉の申込みがあったときは、海老名市空き家バンク交渉申込通知書（別記第12号様式）により、当該登録物件の空き家バンク登録者及び第7条の規定により依頼を受けた協力事業者（以下「空き家バンク登録者等」という。）に通知するものとする。
- 3 前項の通知を受けた空き家バンク登録者等は、速やかに利用希望者と交渉を行うものとする。
- 4 空き家バンク登録者等は、交渉の結果について遅延なく市長に報告しなければならない。
- 5 市長は、前項を除き、空き家バンク登録者等と利用希望者の登録物件に関する交渉及び売買又は賃借等の契約については、一切これに関与しない。

（補則）

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この要領は、令和5年6月1日から施行する。